

「やけどエステ」と ネットで名指し 濡れ衣の風評に怒り被害届け

サロンドピュア

今年2月に「高知市内のエステ店(匿名)で脱毛処理した

女性客が両脚に大やけどを負い、

高知署がエステティシャンを書類送検」と報道された日に、

インターネットの匿名掲示板で加害者にでっち上げられ

風評被害が広がったとして

エステティックサロン「サロンドピュア」(高知市・松浦和子社長)が

威力業務妨害容疑で書き込み者不明のまま

高知署に被害届を提出、同署はこれを受理した。

サロンが業過事件で書類送検された際、サロンドピュアの松浦和子社長は同業者として新聞取材にコメントし、次のように報道された。「ある県内大手のエステ業者は今回のケースを「明らかな技術不足」としながら、「技術力向上のため業界も苦心している。すべてのエステが同じと思われるのは大変困る」と話している。(2月22日高知新聞)」

同サロンによると、この新聞報道以降、顧客から「加害者はサロンドピュアらしい」とのうわさが広がっていると聞かされたという。

驚いた同サロンは5月19日、有名な匿名掲示板にアクセスして、2月の書き込みまで遡ると、投稿者の「どこのエステ？」の問いに、高知新聞の発行日にあたる2月22日に匿名で「サロ〇ドピュアですか？(名無しさん)」と書き込まれていたことを発見した。

市内に3店舗を展開する創業30年のフェイシャルサロンとして知ら

れるサロンドピュアは高知では評判の優良サロンだ。各店でレーザー脱毛サービスを提供しているが、やけど被害はこれまで出したことはなく、脈絡なく推測で店名を書き込まれたことがきっかけで、うさわだけひとり歩きはじめていた。無根拠な中傷の加害者は匿名だけに、対抗する術もない。松浦社長は因果の発端ともいえる高知新聞に相談、弁護士を通じ被害届けを出し高知署はこれを受理した。

もともとのエステでのやけど事件を高知署は医師法違反容疑ではなく、業務上過失傷害容疑で送検した。警察行政のこの対応は、一昨年東京都が過去の厚労省通達に反するとは知りつつ独自に安全基準を定めて、現状でのエステでの光脱毛サービスでは、やけどを防止するための皮膚冷却装置を内蔵した機器の使用をきびしく求めた動きに応じて、実態的なエステでの脱毛サービスを追認する判断ととらえることもでき

る。もはや行政も光脱毛ごときで、無免許医業だ医師法違反だと騒ぎにくい状況にきていることがうかがえた。

今回は「光脱毛サービスで、決してやけどなど起していない優良エステ」が「やけどさせたエステ」と名指しで偽りの風評を流された被害に対し、警察行政は、これなら立派な威力業務妨害であると、これも前回に引き続き光脱毛サービスをエステにおける業なのだとして追認している。行政の光

脱毛に対する受け止め方にたしかに進歩を感じる。

もつとも松浦社長は、行政の対応も「警察も馬鹿じゃない。悪徳エステとまじめなエステの違いくらいはつきり分かっている」のだとし、

「今後もやけど被害を出したエステへの取り締まりがなくなるわけがなく、サロンサイドは、腹帯をくくり直すべき」と警鐘を鳴らす。

今一度、自サロンの脱毛機がやけどを起こさないか性能を再点検する必要があるだろう。